

## 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人うめの木学園は、利用者及び利用児童（以下「利用者等」という。）の健康と安全を守るため、感染症及び食中毒（以下「感染症等」という。）の予防に努めるとともに、万一それらが発生した場合には、さらなる拡大を防ぐため、速やかに対策を講ずることができるよう本指針を定める。

### 1、基本的な考え方

感染症等の予防対策及び発生時の迅速な対応が図れるよう、法人内における感染症等対策体制を確立し、加えて適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービスが提供できるよう、マニュアル、事業継続計画（BCP）、別途定める行動規範、社会規範等の内容を職員間で共有し、当法人における適正な感染症等対策への取り組みを行う。

### 2、平常時の対応

- ①危機管理委員会を設置し、感染症等の予防及びまん延防止に取り組む。
- ②各マニュアルの内容を職員間で共有し、感染症等に対する標準的予防策の実施を徹底及び習慣化する。
- ③職員を対象として、感染症等に関する研修会及び訓練を、年 1 回以上実施する。

### 3、発生時の対応

- ①危機管理委員会を開催し、職員体制の構築及び拡大防止対策について決定し、職員に周知する。
- ②各対策マニュアルに沿って拡大防止及び早期収束に向けた取り組みを進めるとともに、事業継続計画（BCP）に従い、利用者が必要とする福祉サービスを可能な限り継続できるよう努める。

### 付則

- 1、本指針は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。